

# 令和7年度 大樹寺小学校 いじめ防止基本方針

※ 本文中の【アクション〇】は、「岡崎市STOPThe いじめアクションプラン」の具体的方策を示す。

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### ※ いじめの定義

「いじめ」とは、「一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめを防止し児童の健全育成を図るために、学校と家庭、地域が連携して児童を見守り、支援し続けることが大切である。本校では、どんな小さな問題であっても丁寧に実態をつかみ、解決へ向かって児童たちが歩みだすことができるように指導を行う。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 「いじめ・長期欠席対策委員会」の設置【アクション5】

- ・ 構成員：役職者、学年主任、生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW等
- ・ いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
- ・ いじめ事案が発生した場合（疑いがあるものも含む）、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開く。
- ・ 必要に応じて、岡崎市教育委員会、教育相談センター、警察署、児童相談所、市役所家庭児童課等の関係機関との連携のもとで対応に当たる。【アクション9】

### (2) 児童に向けて

- ・ 道徳：心の発達段階に合わせ、他者の人権を認める心の醸成
- ・ 学級会：集団の構成員としての役割と仲間と協働する力の育成
- ・ SST、エンカウンターを活用：適切な対人関係能力、コミュニケーション能力の育成

### (3) 保護者に向けて

- ・ 「いじめ防止対策」状況を啓発、周知
- ・ 学校日より、ホームページ等による、いじめ防止基本方針や取組状況、学校評価結果等の周知

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは（定義）

- ① いじめにより児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### (2) 緊急いじめ防止対策委員会の設置

- ・ ①、②の事案が発生したとき、緊急に設置
- ・ 市教委に報告後、校内緊急いじめ防止対策委員会に必要に応じて外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）を加え設置

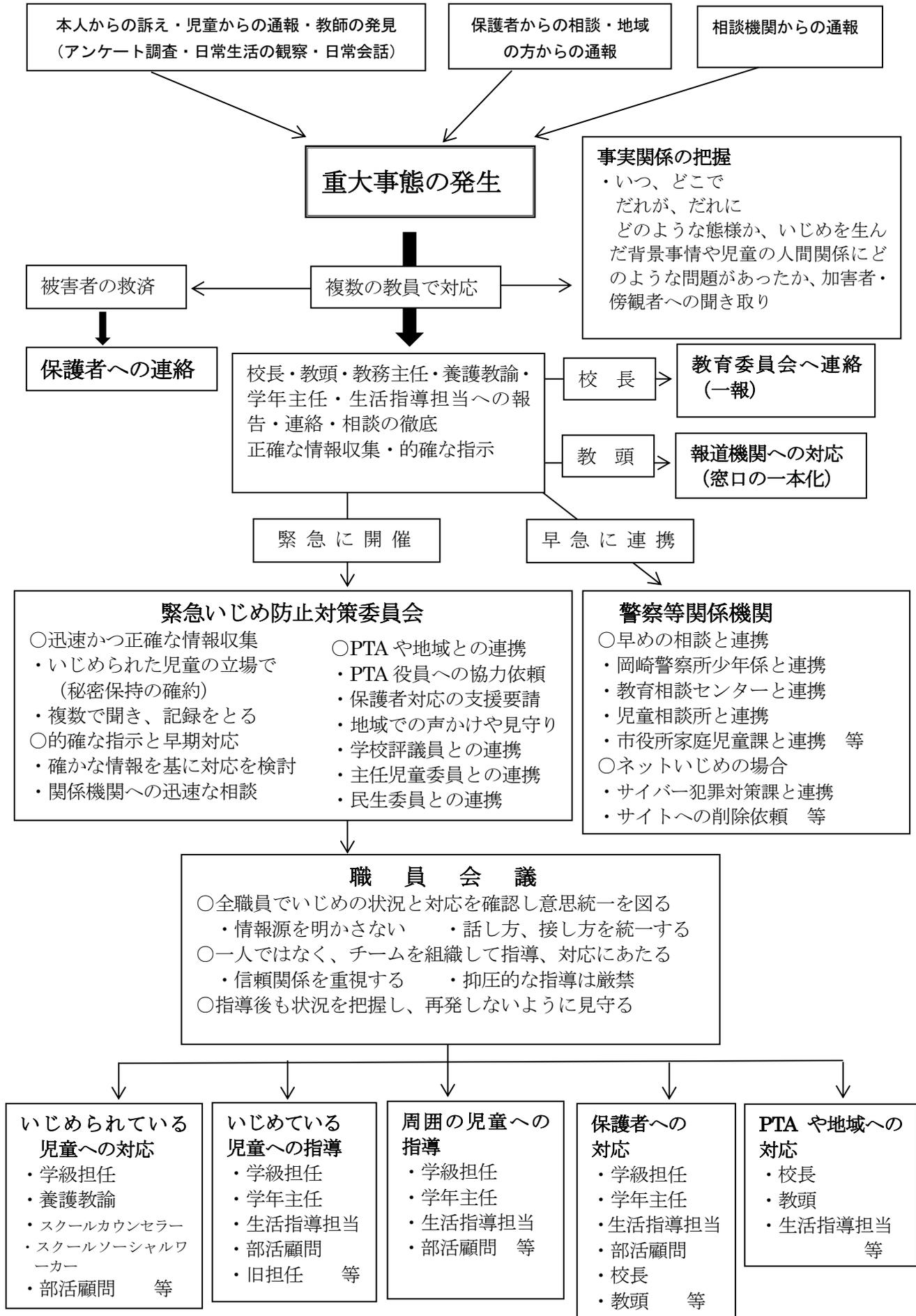
### (3) 正確な情報収集

- ア 担任及び、所属学年担当者、生活指導担当
- イ 役職者を加えての情報整理

### (4) 関係機関への連絡と連携（的確な判断と指示）

- ア 市教委報告といじめ防止対策委員会設置への助言
- イ 校内緊急いじめ防止対策委員会と必要に応じて外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）による状況判断
- ウ 加害児童、被害児童及び、その保護者双方への対応
- エ 事案への継続的な情報収集と見守り、状況変化への具体的対応
- オ 被害児童側の意思を確認し、学校全体の児童、保護者への周知

#### 4 重大事態発生時の対応



## 5 いじめの未然防止の取組

- (1) 他者を受け入れる心を養うためのSST、エンカウンターの実施
  - ・児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 「いじめ防止集会－笑顔でいい友集会－」による「いじめ」について考える集会の実施
  - ・「いじめはダメ、ぜったい」を合言葉に、あいさつをはじめとし、素敵な言葉がけができる集団、いじめを許さないの学校を目指す。**【アクション8】**
- (3) 児童の状態を把握する教師力の育成・児童の心を醸成する学級経営
  - ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
  - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
  - ・SNSを通じたいじめ事案も発生しており、情報モラルについて授業を積極的に行うと共に、専門講師による講義を行う。
- (4) 学級集団適応心理検査（WEBQU）の活用
  - ・学級集団適応心理検査（WEBQU）の結果を通じて児童一人一人の心理的状況や学級内での状態を把握し、適切な指導支援を目指す。**【アクション7】**
- (5) 保護者との信頼づくりへの努力
  - ・学校の様子を通信等で発信するとともに、気になる児童の様子を伝え保護者との連携を深めるように努める。
- (6) 人権週間における児童の参加活動への支援
  - ・人権週間を利用し、いじめについての認識を高めたり、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介したりする。

## 6 いじめの早期発見の取組

- (1) 日常生活の観察、毎日のふりかえりカード等からの情報収集
    - ・児童の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないようにする。
  - (2) 年6回のアンケート・個別相談
    - ・生活アンケートや個別相談により、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
    - ・毎年度生活アンケートの内容を見直し、いじめの早期発見が実効性あるものとする。**【アクション6】**
    - ・教師と児童との温かい人間関係をつくり、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
    - ・適宜、心のアンケートを実施し、児童の内面理解に努める。
- ※いじめの現在の状況が「解消している」状態とは、少なくとも3か月以上解消していることを本人と保護者に対して確認している状態を目安とする。

## 7 いじめに対する措置

(1) いじめが起きたとき、以下に示す指導の様態から適切なものを選択し、教職員の共通理解の下で、指導やケアに当たる。

いじめた児童への対応	いじめられた児童への対応
<p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任や他の教職員が状況を聞く。</li> <li>・養護教諭が状況を聞く。</li> <li>・スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く。カウンセリングを行う。</li> </ul> <p>指導の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任や他の教職員が指導</li> <li>・養護教諭が指導</li> <li>・校長、教頭が指導</li> </ul> <p>手だて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別室指導、グループ替えや席替え等</li> <li>・保護者への報告</li> <li>・いじめられた児童やその保護者に対する謝罪の指導</li> <li>・児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応</li> </ul>	<p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任や他の教職員が状況を聞く。</li> <li>・養護教諭が状況を聞く。</li> <li>・スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く。</li> </ul> <p>ケアとサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任や他の教職員が継続的に面談する。</li> <li>・養護教諭が継続的に面談する。</li> <li>・スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う。</li> <li>・別室を提供したり、教職員が寄り添ったりするなど、心身の安全を確保する。</li> <li>・緊急避難としての欠席</li> <li>・周囲の児童に対する、助力・支援を個別に依頼</li> <li>・学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施</li> <li>・グループ替えや席替え等</li> <li>・児童相談所等の関係機関と連携した対応</li> </ul>
<p>その他の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについての状況を確認するため、他の児童に対しアンケート調査や個別面談等を実施する。</li> <li>・いじめについて、状況に応じて被害、加害双方の児童同士の話し合いを実施する。</li> <li>・学級で当該いじめを取り上げ、いじめを見過ごさない、生み出さないように学級全体に指導する。</li> <li>・いじめについて、学年集会や全校集会を実施して学年・学校全体に対して指導する。</li> <li>・職員会議や委員会等で当該いじめについての対応策を検討する。</li> <li>・必要に応じて、保護者会等を開催し、当該いじめについて保護者に報告する。</li> <li>・重大事態が発生した場合、教育委員会等の関係機関と連携して対応する。</li> <li>・いじめが解消していると思われるケースも、継続して担任等でサポートをする。</li> </ul>	

(2) 児童からの SOS を察知した場合、「TALK の原則」に基づいて対応する。

TALK の原則	対応や声掛けの例
<b>Tell</b> 言葉に出して心配していることを伝える	「死にたいくらい辛いことがあるのね。とてもあなたのことが心配だね。」
<b>Ask</b> 「死にたい」気持ちについて率直に尋ねる	「どんなときに死にたいと思うの？」
<b>Listen</b> 絶望的な気持ちを傾聴する	徹底的に聞き役に回り、理解しようとするのが大切
<b>Keep safe</b> 安全を確保する	一人にしないで寄り添い、他からも援助を求める

8 年間計画（PDC Aサイクルによる取組【アクション10】）

	「いじめ・長期欠席 対策委員会」		未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○全職員「学校いじめ基本方針」の内容確認	P ↓	○相談室やS Cについて、児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き（SST・エンカウンター等）	○学校ホームページでの「学校いじめ基本方針」の掲載 ○授業参観
5月		D ↓	○生活アンケート1回目（初旬）	○あいさつ運動
6月	○いじめ・長期欠席対策委員会	C ↓	○学校保健委員会 ○生活アンケート2回目（中旬） ○いじめ防止集会（笑顔でいい友集会） ○学級集団適応心理検査の実施	○学校評議員会
7月	○現職研修（長期欠席対策に関する研修）	A ↓	○学級集団適応心理検査の結果分析	○個別懇談会
8月		P ↓		
9月			○生活アンケート3回目（下旬）	○あいさつ運動 ○学校開放日
10月	○現職研修（いじめに関する研修）	D ↓		
11月	○いじめ・長期欠席対策委員会	C ↓	○生活アンケート4回目（中旬） ○学級集団適応心理検査の実施	○授業参観 ○学校評議員会
12月		A ↓	○人権週間（集会・講話・道徳・ビデオ視聴・標語等） ○学級集団適応心理検査の結果分析	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○生活アンケート5回目（中旬）	○学校開放日
2月	○いじめ・長期欠席対策委員会		○校内人権標語紹介 ○生活アンケート6回目（中旬）	○学校評議員会 ○保護者への学校評価アンケート結果報告 ○交通指導員さん感謝の会
3月	○「いじめ防止基本方針」の見直し検討	P ↓	○卒業を祝う会	
通年	○校内のいじめに関する情報収集（毎月職員会後）		○自立の活動（6，7，9，11，2月） ○委員会の充実（あいさつ運動、校内見回り活動等） ○道徳教育、体験活動、楽しく分かる授業 ○健康観察 ○S Cによる相談	○交通指導員、安全パトロールチーム大樹寺による登下校の見守り活動